

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する畜産農家の皆さま 排水水の自主測定を実施していますか？



水質汚濁防止法に定める特定施設を設置し、排水基準が適用される事業場（特定事業場）の設置者には、自らが排水水の汚染状態を測定する（自主測定を行う）義務や自主測定の結果を保存する義務があります。
違反した場合には罰則が適用されることがあります。

測定義務について

(1) 対象事業者

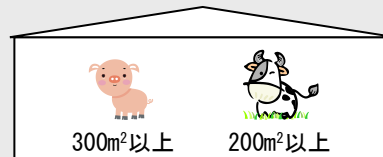
水質汚濁防止法に定める特定施設を設置し、排水基準が適用される事業場の設置者

神奈川県で水質汚濁防止法の排水基準が適用される畜舎

- 一日あたりの排水量が 50m^3 以上であり、次のいずれかの施設を設置するもの
 - ・ 豚房施設（総面積が 50m^2 以上）
 - ・ 牛房施設（総面積が 200m^2 以上）
 - ・ 馬房施設（総面積が 500m^2 以上）



- 一日あたりの排水量が 50m^3 未満であり、次のいずれかの施設を設置するもの
 - ・ 豚房施設（総面積が 300m^2 以上）
 - ・ 牛房施設（総面積が 200m^2 以上）



(2) 測定項目

排水基準が定められている項目のうち、特定施設設置(使用、変更)届出書の「排水水の汚染状態」を記載する欄により届出たもの^(注)。畜舎では、**アンモニア等（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物）の排水基準がすべての特定事業場で適用**されます。

(特定事業場の設置時期によっては旧様式で届出が行なわれている場合があります。)

水質汚濁防止法施行規則様式第1
(特定施設設置(使用、変更)届出書)の例

別紙4
排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号	種類・項目	通常		最大	
		通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	アンモニア等 (mg/L)				
	pH				
	BOD (mg/L)				
	SS (mg/L)				
排水水の量 (m³/日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること

旧様式の例

4 排水水の汚染状態及び量
イ 特定事業場の排水口における排水水の汚染状態及び量

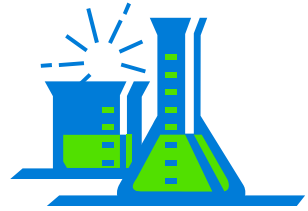
水量・水質	排水量 (m³/日)	水質									
		pH		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		アンモニア等(mg/L)			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
排水口別											
合計											

太枠線内の項目が測定項目です。

(注) 「排水水の汚染状態」に記載すべき項目は、排水基準が定められている項目のうち、通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるものです。記載内容に過不足がある場合は、別途、変更手続きが必要な場合がありますので、窓口までご相談ください。

(3) 測定（採取）時期

排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期・時刻に採取したものを分析してください。



(4) 測定頻度
年1回以上

(5) 分析方法

分析は公定法（環境省の告示で定められた方法）により行う必要があります。事業者自身で公定法による分析ができない場合は、計量法の登録を受けた計量証明事業者等に依頼し、公定法による分析を行ってください。

測定の依頼先に関するご相談は神奈川県環境計量協議会へ（電話）045-790-5280

自主測定結果の記録及び保存の義務について

①事業者自らが測定した場合

水質測定記録表及び測定に伴い作成したチャートその他の資料を3年間保存する。

②計量証明事業者等に測定を依頼した場合

水質測定記録表及び計量証明事業者等が発行する計量証明書や計量証明書に相当する書類を3年間保存する。

水質汚濁防止法施行規則様式第8

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態(特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目			備 考
	名称	排水量 (m ³ /日)							

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

水質測定記録表は原則として事業者が自ら記入しますが、計量証明書等を添付して保管する場合には、水質測定記録表の採水者、分析者及び測定項目の欄の記録を省略できます。水質測定記録表はホームページからダウンロードできます。⇒「神奈川県、排水規制」で検索



罰則について

自主測定を実施していない場合や結果の記録をしていない場合、記録の保存をしていない場合または虚偽の記載をした場合は、罰則(30万円以下の罰金)が科せられることがあります。

なお、測定項目の変更など必要な手続きを行わない場合には罰則(3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられることがあります。

🔊 窓口一覧

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町 (①) 海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 (②)	神奈川県県央家畜保健衛生所 企画指導課	〒243-0417 海老名市本郷3658	046-238-9111 (代)
秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町 (③) 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 (④)	神奈川県湘南家畜保健衛生所 企画指導課	〒259-1215 平塚市寺田縄345	0463-58-0152 (代)
①の区域	神奈川県横須賀三浦地域県政 総合センター環境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-1	046-823-0210 (代)
②の区域	神奈川県県央地域県政総合セ ンター環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224-1111 (代)
③の区域	神奈川県湘南地域県政総合セ ンター環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711 (代)
④の区域	神奈川県県西地域県政総合セ ンター環境部環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 (代)
一般的事項	神奈川県環境農政局環境部 大気水質課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-4123 (直)

※次の10市の区域については、当該市の環境（水質）担当窓口にお問い合わせください。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市